

こいこいバスの事業計画の変更について

1 経緯

- (1) 恵川橋橋りょう修繕工事の施工に伴い、現在、運行ルートとなっている恵川橋が車両通行止めになるため、迂回路を設定する。
- (2) 岩国大竹道路事業に伴い、小方公民館体育館が解体される。玖波駅行き小方公民館停留所が解体工事の支障となるため、工事期間中、停留所を移設する。

2 変更内容

(1) 運行ルートについて

- ア 「資料 7-2」のとおり、迂回路を設定する。
- イ 運行ルートは変更なし。

(2) 停留所について

- ア 迂回路を運行する期間中は、下記のとおり運行する。
 - ① 玖波駅停留所を「東口」から「西口」に移設し、「東口」には停車しない。
 - ② 恵川橋停留所には停車しない。
 - ③ 迂回路上には停留所を新設しない。
- イ 解体工事期間中は、「資料 7-2」のとおり停留所を移設する。

(3) キロ程について

- ア 停留所移設に伴い、「資料 7-3」のとおり、総キロ程及び区間キロ程を変更する。
- イ キロ程の変更なし。

(4) 運行ダイヤについて

- ア キロ程の変更に伴い、「資料 7-4」のとおり、運行ダイヤを変更する。なお、運賃は変更なし。
- イ 運行ダイヤ、運賃の変更なし。

3 変更期間

- (1) 平成 28 年 10 月から平成 30 年 3 月末まで（予定）
工事は単年度発注で 10 月～3 月が工事予定期間であるが、工事期間外を含め、上記期間を迂回路運行期間とする。
迂回路運行期間の利用状況を勘案し、平成 30 年 4 月以降の運行ルートを検討する。
- (2) 平成 28 年 10 月から平成 29 年 3 月末まで（予定）